

第4編 原子力災害中長期対策計画

第1章 基本方針

本編は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策等を定めたものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本編に示した対策に準じて対応するものとする。

第2章 放射性物質による環境汚染への対処

京丹後市は、国、京都府、その他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

第3章 各種制限措置の解除

京丹後市は、京都府と連携を図り、京都府が行う緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された、立入制限、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置を解除し又は解除の指示を受け、住民等への周知を図るものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。

第4章 災害地域住民等に係る記録等の作成

1 災害地域住民等の記録

京丹後市は、避難、コンクリート屋内退避及び屋内退避の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また京丹後市等が当該住民等に対し避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録するものとする。

2 災害対策措置状況の記録

京丹後市は、京都府等が作成する被災地の汚染状況図、京丹後市等が実施した緊急事態応急対策措置及び原子力災害中長期対策措置を記録しておくものとする。

第5章 被災者等の生活再建等の支援

- 1 京丹後市は、国及び京都府と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。
- 2 京丹後市は、国及び京都府と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。
- 3 京丹後市は、京都府と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第6章 風評被害等の影響の軽減

京丹後市は、国及び京都府と連携し、科学的根拠に基づく農林漁業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行うとともに、風評被害による人権侵害の発生を防ぐ処置を講ずるものとする。

第7章 被災中小企業等に対する支援

京丹後市は、国及び京都府と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

第8章 心身の健康相談体制の整備

京丹後市は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び京都府とともに、居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施するものとする。